

6月の県議会日程を優先して

広島港 産廃処分場計画

県が協議会の審議を打ちきり

反対意見を無視し、すべての代表の合意ないまま協定書締結へ

住民不安にこたえず修正案も審議不十分
 「事業ありき」の県の姿勢で台無しに
 住民合意めざして設置された協議会も

広島港産廃処分場計画の環境保全・安全管理について話し合っていた協議会は6月3日、県が6月の県議会日程を優先して審議を打ち切り、すべての協議会メンバーの合意ないまま協定書を締結することになりました。県は7月にも着工したい考えです。

同協議会は、県と地元住民との「理解形成と連絡調整を図る」ために昨年11月に設置。宇品地域の連合町内会長ら住民12人と、広島県環境局廃棄物対策総室長、広島港湾振興局長、広島市環境局参事で構成されています。

「これまでの6回の会合で住民から安全面での不安が続出。「事故発生時には原状回復すること」などを盛り込んだ協定書の追加・修正案(裏面参照)が住民側から出ていましたが、県はいずれも拒否。「6月議会に間に合わせたい」と審議を一方的に打ち切りました。

出席者からは、「事故発生時の『原状回復』が明記されていない協定書には賛成できない。町内会のなかでも、この内容の協定書には調印すべきではないとの意見がある」と反対の声が出されました。

住民の期待うらぎる県の姿勢

「協議会の設置」や「協定書の締結」は元々の事業手続きにはありませんでしたが、住民の運動によって県の事業では初めて盛り込まれた画期的なものです。だからこそ住民は、行政と信頼しあえる協議会の運営に期待を寄せていました。

しかし、住民合意よりも議会日程を優先させた「事業ありき」の県の姿勢は、住民の期待を根底から崩すものです。

不安を訴える住民が悪い!? 県のごうまんな態度

県は安全面についての説明するなかで、「(住民は)自分の言いたいことは言う、人(県)の言うことは聞かないでは、これ以上説得できない」と、まるで不安を訴える住民が悪いかのような発言をしました。

県の協定書案に対して住民側が出した20項目以上の追加修正意見についても、県は「事故が発生しないように工事するのだから必要ない」と修正拒否。住民側からは、「(修正すると)何か不都合があるのか」と批判の声が上がりました。

社会福祉協議会は住民代表?

協議会には「住民代表」として社会福祉協議会(社協)の会長を兼ねている町内会長(連合会長)が参加していますが、協定書には社協会長名で調印することになっています。

しかし社協は、市から補助金を受けている市の下部組織であり、協議会メンバーからは「社協が住民代表として調印するのはおかしい」という意見が出ています。

出島処分場事業連絡調整協議会

この協議会は、「地域の意見・要望を聞き」、「理解形成と連絡調整を図る」ために設けられたものであり、地元代表として「基礎的自治組織である町内会から代表を選任する」となっています。(県産業廃棄物対策室の作成資料より)

出島地区廃棄物処分場環境保全基本協定書

この協定は、「地域住民の理解の形成や信頼感を醸成」し、「生活環境及び自然環境を保全する」ことを目的に、住民代表(?)として3つの社会福祉協議会の会長と、広島県が締結するものです。しかし、安全面で十分な論議もされず、協議会全員の合意もないまま締結することになりました。

広島港産廃処分場・協定書 追加・修正案 (住民側から提出された主な追加項目)

◆埋め立て期間は10年間とし、延長はしない。

県はこれまで、住民への説明会などで、埋め立て期間は10年間と説明してきました。しかし、協定書締結の段階で県の総室長が、『埋め立て期間の延長はしない』とは約束できない」と言っています。住民への説明、約束は誠実に守るべきです。

◆事故が発生した時に、原状回復する。

県は、「事故がないように万全を期すのだから現状回復という言葉は必要ない」との態度です。しかし、予想できない事故が発生したときを想定して、「最悪の事態にでもきちんと対処する」という項目を入れることこそ、住民の不安に答える責任ある態度です。

◆協定書を締結する理念の追加を。

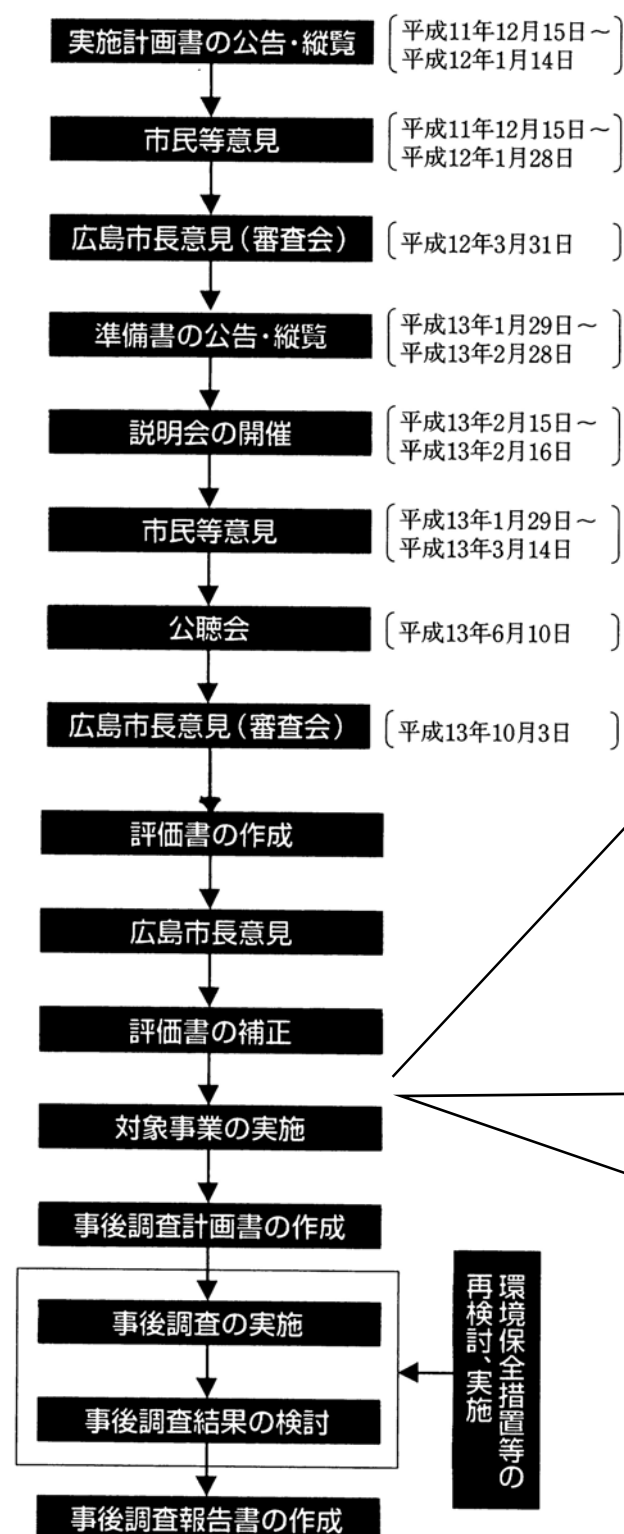
協定書は、環境を守り住民生活を安全に保障していくために、何十年も生かされていくものです。協議会の委員も県の職員も変わるため、誰がいつ見ても、どんな事態になったときにも、協定書を見れば、その責任や対処法がわかるものにすべきです。

＜修正案の「前文(協定締結の理念)」案＞

当処分場は国際平和文化都市・広島海の玄関の中心に位置する大切な場所にある。将来にわたり人間の生命・健康・環境を守るため、情報公開・住民監視の立場に立ち、処分場の環境保全協定書を地元町内会・県・市で締結する。

出島地区廃棄物処分場整備事業全体スケジュール

工種	年	15	16	17	18	19	20
地盤改良		■					
ケーソン製作		■	■				
ケーソン据付			■	■			
遮水工				■			
上部工					■		
揚陸施設				■			
余水処理施設				■			
廃棄物受入						→	



広島市長が「出島埋立地区廃棄物処分場に係る設置許可申請」について許可し、施設の設置許可書を交付 平成15年(2003年)3月20日
 <市長コメント(抜粋)>

本市としては、今後、各施工段階において適正な検査を行い、許可内容どおりに施設が建設されるよう確認するとともに、広島県に対し付帯意見で指摘した内容の遵守、特に、周辺住民の方々の理解形成については、引き続き努力するよう申し入れをしていきたいと思います。

また、起こってはならないことですが、万が一、周辺的生活環境に対して重大な影響を与えるような事態が生じた場合には、事業の一時中止などを含めて、許可権者として厳正に対応してまいります。 [環境局業務部産業廃棄物指導課]

手続きにはないが、住民の運動で盛り込まれたもの

広島県出島処分場事業連絡調整協議会 設置
 <平成14年11月29日>

出島地区廃棄物処分場環境保全基本協定書
 <平成15年6月>